

議案第15号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成23年 2 月21日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

（提案理由）

幼稚園教育職員の職を改めるほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年葛飾区条例第6号）
の一部を次のように改正する。

第2条中「教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下「再任用短時間勤務職員」という。）に限る。）」を「副園長、教諭及び養護教諭」に改める。

第3条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」に改める。

第18条の2第3項中「1の年」を「1会計年度」に改める。

付 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。